

日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理審議会

第42回審議会議事録

1. 召集通知の日 令和8年2月20日(金)
2. 開催の日 令和8年3月3日(火)
3. 開催場所 万願寺第二・東町まちづくり事務所
4. 審議会委員の数 8名
内訳 ・所有権者 5名
・借地権者 1名
・学識経験者 2名
5. 出席者数 19名
内訳 ・審議会委員 出席6名
藤和通信工業(株)佐藤外次
田中基行
金子勉
落合正久
川島大介
原田龍次

・審議会委員 欠席2名
小泉一夫
深井祐紘

・日野市 8名
まちづくり部長 浅川 浩二
区画整理課長 井上 泰芳
区画整理課長補佐 山本 修平
区画整理課長補佐 和田 健二
工事係長 窪寺 昌司
計画係主任 高野 圭祐
換地係主任 矢光 亜紀子
換地係主任 野上 峻輔

・都市づくり公社 5名
日野区画整理事務所長 大須賀 稔博
換地・補償担当課長 木原 博史
移転工事課長 石坂 幸一
換地係課長補佐(換地係長) 川嶋 輝之
換地担当係長 岩田 幹子

6. 会議の目的たる事項

- ・議 題 令和7年度事業進捗等について
市施行4地区土地区画整理事業の総点検・今後の進め方方針について
について
審議会委員の改選について

7. 傍 聴 人 0名

<午後2時00分>

会長 : 挨拶。まちづくり部長に、挨拶を促した。

浅川 : 挨拶をした。

会長 : 日野区画整理事務所長に、挨拶を促した。

大須賀 : 挨拶をした。

[審議会開会]

<午後2時04分>

会長 : 第42回日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理審議会の開会を宣言した。
本日の議事の進め方については、次第に基づき進める旨を説明した。
本日の欠席委員は小泉委員、深井委員2名で、6名の審議会委員が出席している
ので、土地区画整理法第62条第3項の規定に基づき、審議会は成立したこ
とを告げた。
また、議事録署名委員に金子委員、原田委員を、議事録の書記に事務局の矢光
主任と野上主任を指名した。

会長 : 本日の審議会の主旨説明を事務局に指示した。

山本 : 本日の議題は令和7年度事業進捗等について、市施行4地区土地区画整理事業
の総点検・今後の進め方方針についてについて、および審議会委員の改選につい
て報告することを伝え、配布資料の確認をした。

会長 : 令和7年度事業進捗等についておよび市施行4地区土地区画整理事業の総点
検・今後の進め方方針についての説明を事務局に指示した。

山本 : 今年度の事業状況について、図面を示して説明した。対象はヘルシーフード株
式会社、旧メグミルクの倉庫付近から警察署の間で、とんでんに向けて南から
北へ幹線道路整備を順次進めているところであり、本年度は中央の水路のある

通りから更に北側の水路のある区間にかけて築造工事を行い、既に完了している。直上の建物移転は順調に進み、来年度も同エリアの北側で事業を継続し、令和9～10年度頃までに甲州街道へ向けて整備を進める予定である。令和8年度予算は市議会にて審議予定であり、引き続き建物移転と道路築造の一部を実施するため協力をお願いしていくと説明した。

次に、事業完了に向けた長期的な進め方について、この1年で万願寺第二地区および他の3地区も含めて総点検を行い、方針を固めた旨を報告した。

年末年始に送付した区画整理だよりを基に、内容を説明した。

残事業および事業費を再見直した結果、万願寺第二地区では事業期間が1991年開始から30年以上経過しているところ、更に十数年を要し令和20年(2040年)前後まで掛かることが判明した。また、残工事の分量および年間に行える工事量、また市の予算で行える分量を検討した結果の工程となっていることが報告のポイントとなると説明した。

事業費の見直しでは、万願寺第二地区は当初256億円から297億円へ増加見込みであり、豊田南地区と西山地区は1.5倍以上の増となる見立てで、4地区合計は現計画1270億円に対して約1919億円、約1.5倍となる見込みである。

事業期間は最長で豊田南地区が令和40年(2068年)前後までを要する見直しとなった。

こうした事業長期化と費用増の状況下でも、地域からの事業完了への要望に応えるため、今回の総点検で検証したと述べた。

その内容については土地区画整理事業が都市計画事業として市のまちづくりの基本となる事業であることから、都市計画審議会で意見を受けながら、進め方の検証を1年掛けて行ってきた。

その内容について、都市計画審議会の資料を基に以下について説明した。

都市計画審議会では、事業費が増える、事業期間が延びる中でも事業を完了させることを権利者及び市民に理解してもらうことが必要であることから、事業期間、事業工程、事業費を整理し、その妥当性を検証した。また、日野市では、昭和30～40年代から区画整理を積極的に採用し、昭和50年代から平成初頭には同時に最大6地区を施行した過去を確認した上で、議論を進めてきた。

都市計画審議会では事業期間の長期化に対して権利者が長期間待たされることについて懸念する意見があり、事業期間の算定の根拠を整理した。

万願寺第二地区では多摩都市モノレールを通すため用地確保し道路整備を始めているが、整備の手順として、まず基幹道路・都市計画道路から整備を始めて、使用できなくなった土地を返すため周辺の区画道路を完成させ、最後に公園整備し、事業完了という大きな工程を設定し、期間を算定した。

令和10年度から令和50年度までの年度別必要事業費を積み上げ、都・国の補助金や保留地処分金などの収入、市の負担金を試算して財政の検証を行った。市の区画整理事業への繰入金は現在年間約13億円であるが、年間17億円以上の繰入により、4地区事業完了までの収支シミュレーションが成立することを確認し、財政当局等と協議し投入可能額の見極めを行い、時間はかかるが事業を確実に完了させる方針を決定する段階に至ったと述べた。

都市計画審議会では大筋の了解を得たが、長期化への心配、権利者の生活に直結する建替・修繕などの不利益の懸念が示された。

これを受け、将来の見通しが立てられるような情報提供するため、豊田南地区と西山地区を例に、各エリアの整備時期を5～10年単位で「何年から何年までに整備」と提示し、家の修繕タイミングなどの生活設計が可能となるような情報提供について行うことを確認した。

令和8年度下半期、今年秋以降に4地区で説明会を開催し、事業完了までの大まかな工程を5年先、10年先、15年先といった形で提示し、従来の5ヶ年計画による情報提供を改善した形とすることとした。

また、都市計画審議会から当面事業ができない区域では下水道整備を優先すべきとの意見を受け、優先整備の費用や技術的可能性の検討を開始することとし、これは事業長期化の影響緩和策として並行して取り組むものであることを説明した。

最後に、令和8年度に地区ごとの説明会を行い、長期スケジュールをしっかりと説明するとともに、家の修繕時期など生活上の相談については個別対応とし、不利益を最小化できるよう支援することとした。

パブリックコメントは先月終了し、事業の早期推進を求める意見が多数であったほか、権利者に寄り添った対応を求める意見もあり、それらを反映して市として4地区の区画整理事業の今後の進め方方針の取りまとめをし、その方針について都市計画審議会から異議なしとの答申を受け、3月に決定・公表する予定であると説明した。令和8年度秋以降の説明会は区画整理だより等で周知し、情報提供を徹底する。以上の方針をもって事業の確実な完了に向けて進める旨を述べ、協力を求めて締めくくった。

会長 : 今の説明について、質問があるか尋ねた。

■ : 総点検作業については評価する。
繰入金17億円は一般会計から入れるということか。

山本 : そのとおり、一般会計から区画整理事業への繰り入れである。

■ : 西平山と豊田南は事業が長期化とすると整理しているが、豊田南の南口広場、西平山の国道3・3・2号線等の整備が40年待ちではなく、早期に概成できることを附属資料等でアピールした方が市民には事業効果が実感できると意見を述べた。

山本 : 年間17億円の一般会計からの繰り入れについては財政当局と調整済みであるが、各年度の金額は議会の議決が必要である。将来も17億円以上を確保し進めたい。事業が長期に及ぶエリアの中でも、国道3・3・2号や駅前整備など先行して完了する箇所があるので、権利者・市民に事業効果として示し協力を得られるよう発信を工夫する考えを示した。国道3・3・2号線整備については、国が設

計説明会を実施し予算確保次第速やかに着手する旨を表明しており、区画整理事業としても令和11年前後までに必要用地を確保・提供する対応を進めるとした。当地区ではモノレールは既に完成しているが、こうした基幹インフラを優先的に整備していく市の姿勢を丁寧に説明していくと述べた。

■ : 下水道が未整備のエリアはどのように進めていくか。

山本 : 長期に着手できないエリアについては下水道の優先整備対象を抽出する方針であると述べた。当面、浄化槽排水の臭気問題など個別に対応するとした。全体の優先整備エリアの選定は、費用面および技術面、下水道の勾配確保や高さ処理等を踏まえ、エリアごとに調整が必要であり、下水道課と協議を進めていて、具体的な地区の確証はまだないが、特に長期に事業に入れないエリアを中心に検討を進める意向であり、理解を求めた。

会長 : 審議会委員の改選について説明を事務局に指示した。

矢光 : 審議会委員任期は5年であり、所有権および借地権の委員の任期が令和8年10月6日まで、学識経験委員の任期が11月6日までと説明した。所有権および借地権の選挙日程について配布資料を基に説明した。万願寺第二地区審議会委員定数について、選挙により選出される委員のうち、所有権が7名、借地権1名、市長が選出する学識経験委員が2名、合計10名であるが、現在任期中の委員は2名欠員となっていることを述べ、引き続き審議会委員の継続をお願いした。

会長 : 質問がない事を確認し、審議会の閉会を宣言した。

[審議会閉会]

<午後2時45分>

この議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確である事を認めここに署名押印します。

令和 8 年 3 月 24 日

会 長 田 中 基 行

署名委員 金子 勉

署名委員 原田 龍次